

香芝市告示第 23 号

香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 31 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の規定に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を任命するに当たり、当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するために設置する香芝市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）につき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 評価委員会は、前項の候補者の評価に当たり、書面の提出を求めることができるほか、必要に応じて面接を行うことができるものとする。

(組織)

第 3 条 評価委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 農業委員会会長
- (3) 市議会議長
- (4) 総務部長
- (5) 市民環境部長
- (6) 農業委員会事務局長

2 評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副市長とし、副委員長は、農業委員会会長とする。

4 委員長は、評価委員会の会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 評価委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第 5 条 評価委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 評価委員会の庶務は、農業振興に関する事務を所掌する課において処

理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。